

公 告 第 8 号

令和3年8月4日

J A S T 健 康 保 険 組 合

理事長

平林 武昭



令和3年7月1日現在の平均標準報酬月額について

令和3年7月1日現在の当組合の平均標準報酬月額を算定したので、公告いたします。

記

平均標準報酬月額	382,285 円
標準報酬月額	380,000 円

平均標準報酬月額とは、当組合の被保険者の標準報酬月額平均です。

この額は、令和3年7月1日から令和4年3月31日までの任意継続被保険者の標準報酬を決定するのに使用されます。(健康保険法第47条)

<参考>

健康保険法第47条『①当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額、または②前年の9月30日現在における任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬を平均した額のいずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とすること』となっていますが、前年の9月30日は設立前のため令和3年7月1日における全被保険者の標準報酬月額の平均額となります。

以上